

凍結精子保存延長について

1. 延長保存期間は一年間です。(その後も一年毎に延長が可能です)
2. 保存期間経過後に凍結保存延長の確認ができない、または連絡がつかない場合には廃棄処分させていただきますのでご了承ください。
3. 自然災害などの不慮の事故により、凍結保存状態が損なわれた場合には保存費用は返却しますが、それ以上の責任は負いかねます。
4. 費用は一年間の延長保存で10,000円(税込)となります。
(お振り込みの場合、手数料は患者様のご負担でお願いいたします。)
5. 保存の延長を希望しない場合は同封の凍結精子廃棄処分同意書にご署名のうえご返送下さい。
6. 住所等、連絡先を変更された場合には早急にご連絡ください。

振込先

ちゅうごくぎんこう 中国 銀行	にわせ してん 庭瀬支店	(普)	1 3 3 8 5 5 1
いりょうほうじん 医療 法人	ほうしょうかい 宝生会	りじちょう 理事長	なごし かずすけ 名越 一介

金融機関が発行する振込証明書をもって当院の領収書に代えさせていただきます。
不都合がございましたら当院までご連絡下さい。

----- キリトリ -----

年 月 日

凍結精子保存延長(一年間)申込書

凍結精子保存期間の一年間延長(10,000円)を希望します。

ご来院予定 年 月 日頃

ご入金予定 中国銀行に振り込み (月 日頃予定)

住所：〒

住所変更あり

電話番号：

夫氏名 (自署)